

令和 8 (2026) 年春の栃木県農作業安全確認運動実施要領

令和 8 (2026) 年 3 月 栃木県農政部経営技術課

1 目的

本県では農作業による死亡事故が毎年発生し、過去 10 年間に 60 名もの尊い命が失われている状況にあり、死亡事故原因別では、全体の 40%が乗用型トラクターによるものである。

ついては、春の農繁期を迎えるにあたり、死亡事故原因として多い農業機械の転落・転倒の防止とともに、近年増加している熱中症による事故を防ぐため、春の農作業安全確認運動を実施する。

2 運動期間

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日 (水) から 6 月 30 日 (火) までの 3 か月間

3 推進事項

(1) 農業機械の転落・転倒対策

- ア 安全キャブ・フレーム等の効果を高めるためのシートベルトとヘルメットの着用
- イ 作業終了後、ほ場を出る際は昇降路の手前での一旦停止、ブレーキの連結ロック確認
- ウ 作業機を装着した公道走行時の追突防止を目的とした灯火器類の装着、点検の徹底
- エ ほ場周辺の危険箇所の事前確認及び当該箇所の改善（草刈り、路肩の補強等）と、当該箇所の迂回や減速走行による危険回避の実施

(2) 熱中症予防

- ア 高温時の作業を避け、日陰や風通しの良い場所で作業
- イ 複数人での作業を心がけ、一人で作業を行う場合は行き先及び作業内容の伝達、携帯電話を所持
- ウ こまめな休憩など、余裕を持った作業
- エ 喉が渇く前に水分や塩分を補給

(3) 安全意識の向上

- ア 作業員への、家族や仲間からの「声かけ」（注意喚起）実施
- イ 事故に備えた服装での作業（ヘルメット、安全靴等）の実施
- ウ 機械作業員と補助作業員間で、双方向の安全確認の実施

(4) 労災保険や傷害共済への加入促進

4 推進方法

(1) 農作業安全講習会等の実施

栃木県農作業安全対策推進協議会※等と連携し、農作業安全講習会等を実施する。

(2) 話題提供やチラシ等による啓発

農業者が集まるあらゆる機会をとらえ、農作業安全の話題提供やチラシの配布等により、安全意識の向上を図る。

(3) GAP（農業生産工程管理）の周知

GAP の周知を通じて農作業安全対策の推進を図る。

(4) ホームページと SNS を活用した啓発

県ホームページと県農政部 X やとちぎ農業防災 LINE において農作業安全対策の周知を図る。

※構成員は、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、全国共済農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、栃木県農業機械商業協同組合、栃木県農業機械士会、栃木県